

議案第44号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

病院事業管理者の附属機関として小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 組織の設置（第5条関係）

病院事業管理者の権限に属する事務を処理するための組織として市立総合医療センターを置くこととする。

2 附属機関の設置（別表関係）

病院事業管理者の附属機関として次の委員会を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市病院事業の経営形態のあり方検討委員会	病院事業の経営形態のあり方に関する事項につき、病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

[適 用]

1 組織の設置

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日

2 附属機関の設置

令和8年4月1日